

令和3年度長野県障がい児等療育支援事業仕様書（案）

1 募集する事業者

- (1) 長野県内に本店を有し、社会福祉事業を行っている社会福祉法人等の法人で、所管の法律に基づく次のいずれかの事業所指定を、契約日時点で県或いは市町村から受けている法人
 - ア 指定障害児相談支援を行う事業所（児童福祉法）
 - イ 指定障害児通所支援を行う事業所（児童福祉法）
 - ウ 指定障害児入所支援を行う施設（児童福祉法）
- (2) 事業の実施単位は障害保健福祉圏域単位とし、当該圏域において事業を実施できるのは、当該圏域を所管する保健福祉事務所の管内に事業所等を置く事業者とする。

2 事業内容

(1) 趣旨

本事業は、在宅障がい児（者）及び医療的ケアを要する児童、疾病若しくは発達特性に起因して生活に困難を有する児童等、又はそれらの家族等（以下「障がい児等」という。）の地域生活を支えるため、県内全ての障がい福祉圏域において身近な地域で専門的療育指導、相談が受けられる療育支援機能の充実を図るとともに、各種福祉サービス等の利用調整等を行い、もって障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の支援対象

本事業における主たる支援対象は下記のとおりとする。

- ア 長野県内に在住する0歳から18歳までの障がい児（者）で療育支援を要する者
- イ 長野県内に在住する0歳から18歳までの医療的ケアを要する児童又は疾病若しくは発達特性に起因して生活に困難を有する児童等であって療育支援を要する者
- ウ 障がい児等への療育支援にあたって一体かつ不可欠に支援、指導等を要する家族又は監護者等
- エ 上記ア又はイを支援する支援機関等若しくはその職員

(3) 業務内容

障がい児等の療育支援を担当する療育コーディネーターが下記の事業により専門的な療育支援を実施するとともに、障がい児等からの相談に対応し適切な障がい児支援事業所等又はその他の福祉資源の活用を促進することで、障がい児等のライフステージに応じた地域生活を支援するものとする。

また、相談及び支援の実施を通じて地域の療育支援機能の充実、向上を図るとともに、地域における障がい理解の促進と、障がい児等に対する理解者、支援者の育成に努めるものとする。

ア 在宅支援訪問療育等指導事業

(ア) 巡回等相談

巡回等相談は、療育コーディネーターが専門的な資格、技能等を有する人員によって相談・指導班を構成し、相談・指導を希望する障がい児等の家庭に随時若しくは定期的に訪問し、又は、相談・指導が必要となる地域、施設、団体を巡回若しくは訪問する方法により、障がい児等に対して各種の専門的な相談・指導を行うものとする。

(イ) 健康診査等支援

健康診査等支援は、障がい及び介護の状況等から医療機関における健康診査を受けることが困難な在宅の障がい児等の家庭を訪問し、専門職による健康診査を実施するほか、医療機関、福祉資源への同行、発達検査の受診支援等を行うとともに、それに伴う各種の専門的相談に対応するものとする。

イ 在宅支援外来療育等指導事業

この事業は、療育コーディネーターが配置された場所において、外来等の方法で寄せられた相談に対応するほか、配置場所の施設内において障がい児等に対して療育支援又は指導・助言を行うものとする。

ウ 施設支援一般指導事業

この事業は、障がい児の支援を行う事業所若しくは障害福祉サービス事業所等の障がい児（者）支援施設、又は児童福祉施設、学校、行政機関等の職員に対し、障がい児等への療育支援に関する相談及び助言又は援助を実施するほか、個々のケースに即した専門的な療育手法、技能を習得するための技術的指導等を行うものとする。

エ 発達障がい者市町村支援体制強化事業

この事業は、療育コーディネーター又は発達障がい児（者）の支援について相当の経験及び知識を有する者が、長野県発達障がい者市町村支援体制強化事業実施要綱第3の（1）から（3）に定める「市町村サポート・コーチの派遣」「地域における連携体制の強化」「支援関係者の資質向上」を行うものとする。

また、県が行う発達障がいに関する広報啓発活動に可能な範囲で協力するものとする。

(4) 療育コーディネーターとなる者の要件

ア 障がい児の発達及び療育について精通していること。

イ 関係機関との連携・協力体制の構築ができること。

ウ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）に規定する指定障害児相談支援の提供に当たる者の要件を満たす者であることが望ましい。

エ 「長野県医療的ケア児等支援者養成研修」等を受講し、医療的ケア児の支援に対して

専門的知見を有する者、又は過去に医療的ケア児の支援実績を有する者であることが望ましい。

(5) 実施上の留意事項

ア 上記(3)ア、イ、ウ、エの事業については、必要となる療育資源を、専門職員の雇い上げや委託等の方法により確保することによって実施すること。

イ 受託法人は、圏域の障がい者相談支援（総合支援センター）事業の運営等に積極的に参画し、相談者等にとって利用し易く、必要な支援がワンストップで効果的に受けられるような体制づくりに努めること。

ウ 療育コーディネーターは、圏域における療育に関する支援体制の充実強化に向けた連携体制（自立支援協議会における専門部会等）の構築について、主導的な役割を果たすこと。

エ 県などが実施する研修会等へ積極的に参加することにより、本事業に従事する職員の資質向上に努めること。

オ 事業を実施する圏域の行政機関及び学校、児童福祉施設、障がい福祉関係団体、障がい児支援事業所等の他、地域の関係機関、施設、団体と円滑に連携し、本事業が効果的に行われるように努めること。

カ 本事業と類似する機能を有する事業等が実施される地域にあつては、これらと特に緊密に連携し、効果的、効率的な支援の実現に努めること。

キ 木曾圏域で事業を実施するに当たっては、療育コーディネーターの他に障がい児等地域生活支援コーディネーターを配置し、主として外来の方法により障がい児等への療育支援を行うこと。

また、障がい児等地域生活支援コーディネーターは、医療的ケア、強度行動障がい、発達障がいグレーゾーン児童への支援等、より高度専門的な支援分野についての知見を収集し、関係機関及び療育コーディネーター等との共有に努めること。

ク 事業の実施に当たっては、本仕様書及び事業の実施要綱、契約書、委託者との協議、その他関連法規等を遵守し適正に実施すること。